

2019年10月29日

各位

不動産投資信託証券発行者名

グローバル・ワン不動産投資法人

代表者名 執行役員 内田 昭雄

(コード番号：8958)

資産運用会社名

グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 古城 謙治

問合せ先 投信業務部長 山崎 弦

(TEL：03-3262-1494)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記の規約変更及び役員選任について、2019年12月12日開催予定の第10回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記の規約変更及び役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更について

(1) 変更の理由

- ① 設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除し、現状を反映して規約を簡素化すべく、現行規約第6条、第29条、第30条、第31条、第34条、第35条、第36条及び第40条並びに別表1乃至4を削除するとともに、第9条、第14条、第18条、第26条、第28条及び第37条につき所要の変更を行うものです。
- ② 現行規約第20条（変更後においては第19条）関係
会計監査人に対する報酬の支払時期の柔軟性を確保し業務を効率化するため、本投資法人の会計監査人に対する報酬の支払時期を、投資信託及び投資法人に関する法律その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領した日の属する月の月末から1か月以内に変更するものです。
- ③ 現行規約第33条（変更後においては第29条）関係
資産運用会社に対する委託業務報酬に関し、本投資法人が他の投資法人と合併をした場合における当該合併に係る資産運用会社の業務の対価として合併報酬の規定を新設し、当該合併に係る資産運用会社の業務の対価が取得報酬及び譲渡報酬に含まれないことを明確化するとともに、本投資法人が不動産関連資産を取得・譲渡する方法として資産交換の取引手法を用いた場合における取得報酬及び譲渡報酬の算出方法を明確化するため、必要な変更を行うものです。
- ④ 法令番号を除き、暦年の表記を和暦表記から西暦表記に変更するものです。
- ⑤ その他、条文の削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものです。

(規約変更の詳細については、添付資料「第10回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員内田昭雄並びに監督役員名取勝也及び森田康裕は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員内田昭雄（重任）並びに監督役員名取勝也（重任）及び森田康裕（重任）を選任します。

本投資主総会において承認されますと2019年12月12日付で各役員は就任します。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員石山真を選任します。

（役員選任の詳細については、添付資料「第10回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

2019年10月29日 本投資法人役員会にて本投資主総会提出議案を決議

2019年11月25日 本投資主総会招集通知発送（予定）

2019年12月12日 本投資主総会開催、規約変更及び役員選任議案を付議（予定）

以 上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<https://www.go-reit.co.jp/>

【添付資料】

第10回投資主総会招集ご通知

2019年11月25日

投資主各位

東京都千代田区麹町四丁目1番地
グローバル・ワン不動産投資法人
執行役員 内田 昭 雄

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年12月11日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第12条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案が有るときは当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定により議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月12日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 5階「オリオン」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
決 議 事 項
第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の本投資法人ウェブサイト (<https://www.go-reit.co.jp/>) において掲載させていただきます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社による「運用状況説明会」を実施する予定であります。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
-

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除し、現状を反映して規約を簡素化すべく、現行規約第6条、第29条、第30条、第31条、第34条、第35条、第36条及び第40条並びに別表1乃至4を削除するとともに、第9条、第14条、第18条、第26条、第28条及び第37条につき所要の変更を行うものです。
- (2) 現行規約第20条（変更後においては第19条）関係
会計監査人に対する報酬の支払時期の柔軟性を確保し業務を効率化するため、本投資法人の会計監査人に対する報酬の支払時期を、投資信託及び投資法人に関する法律その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領した日の属する月の月末から1か月以内に変更するものです。
- (3) 現行規約第33条（変更後においては第29条）関係
資産運用会社に対する委託業務報酬に関し、本投資法人が他の投資法人と合併をした場合における当該合併に係る資産運用会社の業務の対価として合併報酬の規定を新設し、当該合併に係る資産運用会社の業務の対価が取得報酬及び譲渡報酬に含まれないことを明確化するとともに、本投資法人が不動産関連資産を取得・譲渡する方法として資産交換の取引手法を用いた場合における取得報酬及び譲渡報酬の算出方法を明確化するため、必要な変更を行うものです。
- (4) 法令番号を除き、暦年の表記を和暦表記から西暦表記に変更するものです。
- (5) その他、条文の削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所です。)

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第6条</u> (設立に際して出資される金銭の額及び発行する設立時募集投資口数) <u>本投資法人が設立に際して出資される金銭の額は2億円とする。本投資法人の設立時募集投資口(投信法第70条の2第1項に定義される。)の払込金額は1口当たり50万円とし、発行口数は400口とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第7条</u> (投資法人が常時保持する最低限度の純資産額) (記載省略)</p>	<p><u>第6条</u> (投資法人が常時保持する最低限度の純資産額) (現行のとおり)</p>
<p><u>第8条</u> (投資口の払戻し及び自己投資口の取得) (記載省略)</p>	<p><u>第7条</u> (投資口の払戻し及び自己投資口の取得) (現行のとおり)</p>
<p><u>第9条</u> (投資主名簿等管理人) 1. (記載省略) 2. 投資主名簿等管理人及びその事務取扱場所は、役員会の決議により選定し公告する。<u>但し、成立時における投資主名簿等管理人についてはこの限りではない。</u> 3. (記載省略)</p>	<p><u>第8条</u> (投資主名簿等管理人) 1. (現行のとおり) 2. 投資主名簿等管理人及びその事務取扱場所は、役員会の決議により選定し公告する。 3. (現行のとおり)</p>
<p><u>第10条</u> (投資口取扱規則) (記載省略)</p>	<p><u>第9条</u> (投資口取扱規則) (現行のとおり)</p>
<p><u>第11条</u> (投資主総会に係る事項) 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>平成31年</u>11月10日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の11月10日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p>	<p><u>第10条</u> (投資主総会に係る事項) 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>2019年</u>11月10日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の11月10日及び同日以後遅滞なく招集される。また、必要あるときは随時招集される。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 前項第一文に基づき投資主総会を招集する場合には、平成31年9月30日及び以降、隔年毎の9月30日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主とする。また、前項第二文に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. (記載省略)</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>7. (記載省略)</p> <p>8. (記載省略)</p>	<p>2. 前項第一文に基づき投資主総会を招集する場合には、2019年9月30日及び以降、隔年毎の9月30日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使できる投資主とする。また、前項第二文に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>5. (現行のとおり)</p> <p>6. (現行のとおり)</p> <p>7. (現行のとおり)</p> <p>8. (現行のとおり)</p>
<p>第12条 (みなし賛成) (記載省略)</p>	<p>第11条 (みなし賛成) (現行のとおり)</p>
<p>第13条 (役員の数) (記載省略)</p>	<p>第12条 (役員の数) (現行のとおり)</p>
<p>第14条 (役員を選任) 執行役員及び監督役員 <u>(いずれについても投信法その他関係法令の規定により設立の際に選任されたものとみなされるものを除く。)</u> は、投資主総会において選任する。</p>	<p>第13条 (役員を選任) 執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任する。</p>
<p>第15条 (役員任期) (記載省略)</p>	<p>第14条 (役員任期) (現行のとおり)</p>
<p>第16条 (役員責任の免除) (記載省略)</p>	<p>第15条 (役員責任の免除) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第17条（役員会） （記載省略）</p> <p>第18条（会計監査人の選任） 会計監査人（<u>投信法その他関係法令の規定により設立の際に選任されたものとみなされるものを除く。</u>）は、投資主総会において選任する。</p> <p>第19条（会計監査人の任期） （記載省略）</p> <p>第20条（執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 本投資法人の執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準は以下のとおりとする。 （1）（記載省略） （2）（記載省略） （3）会計監査人の報酬額 ①（記載省略） ②支払時期：<u>当該決算期間の末日から3か月以内に支払う。</u></p> <p>（4）（記載省略）</p> <p>第21条（資産運用の対象及び方針） （記載省略）</p>	<p>第16条（役員会） （現行のとおり）</p> <p>第17条（会計監査人の選任） 会計監査人は、投資主総会において選任する。</p> <p>第18条（会計監査人の任期） （現行のとおり）</p> <p>第19条（執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 本投資法人の執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準は以下のとおりとする。 （1）（現行のとおり） （2）（現行のとおり） （3）会計監査人の報酬額 ①（現行のとおり） ②支払時期：<u>投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領した日の属する月の月末から1か月以内に支払う。</u></p> <p>（4）（現行のとおり）</p> <p>第20条（資産運用の対象及び方針） （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第22条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、本規約第26条に定める各決算日を資産評価の基準日として投資口1口当たりの純資産額を計算する。投資口1口当たりの純資産額は、本投資法人の純資産総額（本投資法人の資産総額より負債総額を控除した金額をいう。）を当該時点における本投資法人の発行済投資口の総口数で除すことにより求める。</p> <p>2. （記載省略）</p>	<p>第21条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人は、本規約第25条に定める各決算日を資産評価の基準日として投資口1口当たりの純資産額を計算する。投資口1口当たりの純資産額は、本投資法人の純資産総額（本投資法人の資産総額より負債総額を控除した金額をいう。）を当該時点における本投資法人の発行済投資口の総口数で除すことにより求める。</p> <p>2. （現行のとおり）</p>
<p>第23条（借入れ及び投資法人債の発行） （記載省略）</p>	<p>第22条（借入れ及び投資法人債の発行） （現行のとおり）</p>
<p>第24条（借入金及び投資法人債発行の限度額） （記載省略）</p>	<p>第23条（借入金及び投資法人債発行の限度額） （現行のとおり）</p>
<p>第25条（担保提供） （記載省略）</p>	<p>第24条（担保提供） （現行のとおり）</p>
<p>第26条（決算期）</p> <p>本投資法人の決算期間は、6か月毎とし、毎年4月1日から9月末日までと10月1日から翌年3月末日までとする。但し、<u>本投資法人の設立当初の第1期決算期間については本投資法人の設立の日から平成16年3月末日までとする。</u>本規約において、決算期間末日を「決算日」という。</p>	<p>第25条（決算期）</p> <p>本投資法人の決算期間は、6か月毎とし、毎年4月1日から9月末日までと10月1日から翌年3月末日までとする。本規約において、決算期間末日を「決算日」という。</p>
<p>第27条（金銭の分配の方針） （記載省略）</p>	<p>第26条（金銭の分配の方針） （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第28条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に委託し、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>第 11 章 成立時の一般事務受託者</p> <p>第29条（成立時の一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要）</p> <p><u>本投資法人の成立時の一般事務受託者となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。なお、本条における記載は本投資法人の成立時における投信法に基づく記載である。</u></p> <p><u>(1) 発行する投資口の名義書換に関する事務等を委託する一般事務受託者（以下「名義書換事務等受託者」という。）</u></p> <p><u>(a) 名称及び住所</u></p> <p><u>名称：三菱信託銀行株式会社</u></p> <p><u>住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u></p> <p><u>(b) 一般事務委託契約（以下本号において「委託契約」という。）の概要</u></p>	<p>第27条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社に委託し、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。<u>本投資法人の資産の運用を行う資産運用会社は、グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社とする。</u></p> <p>2. （現行のとおり）</p> <p>（削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>ア 委託すべき事務の内容</u></p> <p><u>① 発行する投資口の名義書換に関する事務</u></p> <p><u>② 本投資法人の機関の運営に関する事務のうちの一部</u></p> <p><u>③ 投資主に対して分配する金銭の計算及び支払に関する事務</u></p> <p><u>④ 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出・届出の受付に関する事務</u></p> <p><u>⑤ 上記①ないし④に掲げる事務の遂行に必要な付随事務</u></p> <p><u>⑥ 上記①ないし⑤に定める事務以外の臨時に発生する事務。なお、臨時事務の取扱については本投資法人及び名義書換事務等受託者が協議の上これを定めるものとする。</u></p> <p><u>イ 契約期間</u></p> <p><u>委託契約の期間満了日は、平成17年3月31日とし、期間満了日の3か月前までに、本投資法人又は名義書換事務等受託者のいずれか一方からその相手方に対し書面による申し出がなされなかったときは、更に2年間延長されるものとし、以後も同様とする。</u></p> <p><u>ウ 解約に関する事項</u></p> <p><u>① 本投資法人及び名義書換事務等受託者のいずれも、下記③又は④に定める場合を除き、その相手方の承諾を得ることなく、委託契約を一方的に解除してはならない。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② <u>上記①にもかかわらず、本投資法人又は名義書換事務等受託者が、その相手方に対し6か月(以下「予告期間」という。)前までの書面による事前の通知により委託契約の解除を申し出た場合には、委託契約は、当該予告期間の経過をもって、いずれの当事者による更なる意思表示・通知その他の行為を要することなく、当然に終了する。なお、当該通知が行われたときは、本投資法人と名義書換事務等受託者は当該解除について確認するために確認書を取り交わすものとする。</u></p> <p>③ <u>本投資法人及び名義書換事務等受託者は、その相手方が委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に相当の期限を定めて催告したうえで、委託契約を解除することができる。</u></p> <p>④ <u>本投資法人及び名義書換事務等受託者は、その相手方が次に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時委託契約を解除することができる。</u> <u>(i)解散、破産、特別清算、会社整理、会社更生手続開始、民事再生手続その他これらに準じる申立があったとき。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>(ii) 支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは滞納処分を受けたとき。</u></p> <p><u>エ 契約内容の変更</u> <u>本投資法人及び名義書換事務等受託者は、互いに協議のうえ、投信法その他の関係法令上許容される限り、かつ、これらを遵守して、委託契約の各条項の定めを変更することができる。</u></p> <p><u>オ 手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法</u></p> <p><u>① 名義書換事務等受託者に支払う手数料（以下「本件一般事務取扱手数料」という。）は、投資主数、名義書換事務等受託者の事務の取扱量に応じて算出される、通常事務手数料（別表2に掲げる通常事務手数料表に基づき各月毎に計算される手数料をいう。）及び臨時事務手数料（本投資法人と名義書換事務等受託者が協議して定める各月毎の手数をいう。）の合計額とする。</u> <u>本投資法人は、本件一般事務取扱手数料と、別表1に掲げる本投資法人が負担すべき本件一般事務処理に必要な費用を毎月計算し、その合計額を名義書換事務等受託者に以下④に従ってこれを支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② <u>上記①にもかかわらず、委託契約の締結日から、本投資法人が発行する投資証券が日本国内におけるいずれかの証券取引所に上場される日の属する月の前月までの通常事務手数料の金額は、月額金5万円（日割計算は行わない。）とみなす。</u></p> <p>③ <u>上記①にもかかわらず、本投資法人の決算期間毎に計算して、当該決算期間に属する各月における本件一般事務取扱手数料の累計額（以下「累計額」という。）が、当該決算期間に係る決算日付の貸借対照表上の資産総額（投信法第131条に定める承認を受けた、投信法第129条第1項第1号に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいう。以下同じ。）（但し、当該資産総額が100億円以下の場合は、100億円を本投資法人の資産総額とみなして計算するものとする。）の0.1%に相当する金額（以下「上限額」という。）を超える場合においては、名義書換事務等受託者は、投信法第131条に定める承認の後遅滞なく、本投資法人に対して、累計額と上限額の差額を返還するものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>④ <u>上記①ないし③により本投資法人が負担すべき本件一般事務取扱手数料及び費用につき、名義書換事務等受託者は、当月取扱分に係る本件一般事務取扱手数料及び費用を翌月20日までに本投資法人に対して請求し、本投資法人は、請求があった日の属する月の末日までに名義書換事務等受託者の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払う。但し、名義書換事務等受託者は、本投資法人の決算日の属する月に係る本件一般事務取扱手数料及び費用（印紙税納付額を除く。）については翌々月の5日までに本投資法人に対して請求し、本投資法人は、請求のあった月の15日までに名義書換事務等受託者に支払う。</u></p> <p>⑤ <u>上記①ないし③により本投資法人が負担すべき費用を名義書換事務等受託者が立替えたときは、名義書換事務等受託者は、その金額及び内訳を関連する資料と共に本投資法人宛に報告することにより、その払戻しを受けることができ、本投資法人は、かかる請求があり次第遅滞なくこれを支払う。</u></p> <p><u>(2) 会計帳簿の作成に関する事務等を委託する一般事務受託者（以下「会計帳簿作成事務等受託者」という。）</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(a) <u>名称及び住所</u> <u>名称：三菱信託銀行株式会社</u> <u>住所：東京都千代田区丸の内一丁目</u> <u>4番5号</u></p> <p>(b) <u>一般事務委託契約（以下本号において「委託契約」という。）の概要</u> <u>ア 委託すべき事務の内容（以下「会計帳簿作成事務等受託者の事務」という。）</u> ① <u>投資証券の発行に関する事務</u> ② <u>本投資法人の機関の運営に関する事務（但し、名義書換事務等受託者が行う事務を除く。）</u> ③ <u>計算に関する事務</u> ④ <u>会計帳簿又はかかる書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成に関する事務</u> ⑤ <u>納税に関する事務</u> <u>イ 契約期間</u> <u>委託契約の期間満了日は、平成17年3月31日とし、期間満了日の3か月前までに、本投資法人又は会計帳簿作成事務等受託者のいずれか一方からその相手方に対し書面による申し出がなされなかったときは、更に2年間延長されるものとし、以後も同様とする。</u> <u>ウ 解約に関する事項</u> ① <u>本投資法人及び会計帳簿作成事務等受託者はいずれも、下記③又は④に定める場合を除き、その相手方の承諾を得ることなく、委託契約を一方的に解除することはできない。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② <u>上記①にもかかわらず、本投資法人又は会計帳簿作成事務等受託者が、その相手方に対し委託契約の終了を申し出た場合にあって、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、委託契約は終了する。</u></p> <p>③ <u>本投資法人及び会計帳簿作成事務等受託者は、その相手方が委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に相当の期限を定めてその履行を催告したうえ、当該期間内に履行がないときは委託契約を解除することができる。</u></p> <p>④ <u>本投資法人及び会計帳簿作成事務等受託者は、その相手方が次の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続きを要せず即時委託契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(i)解散、破産、特別清算、会社整理、会社更生手続開始、民事再生手続その他これらに準じる申立があったとき。</u></p> <p><u>(ii)支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは滞納処分を受けたとき。</u></p> <p><u>エ 契約内容の変更</u> <u>本投資法人及び会計帳簿作成事務等受託者は、互いに協議のうえ、投信法その他の関係法令上許容される限り、かつ、これらを遵守して、委託契約の各条項の定めを変更することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>オ 報酬額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法</u></p> <p>① <u>報酬額の計算方法</u> <u>会計帳簿作成事務等受託者の事務に係る報酬は、3月、6月、9月及び12月の末日を最終日とする3か月毎の各計算期間（以下本オにおいて「計算期間」という。）において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算日における貸借対照表上の資産総額に基づき、別表3記載の基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額とする。なお、3か月に満たない場合の報酬は、当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とする。</u></p> <p>② <u>報酬の支払の時期及び方法</u> <u>本投資法人は、当該報酬を各計算期間の終了日の翌月末日までに会計帳簿作成事務等受託者の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③ 調整</p> <p><u>上記①の定めにかかわらず、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算日（当該計算期間初日までに本投資法人の第1回目の決算日が到来していない場合には、設立日とする。）における貸借対照表上の出資総額が5億円以下の場合、当該報酬の金額は24万円とみなす。なお、当該計算期間中に本投資法人の出資総額が5億円を超えた場合は、出資総額が5億円を超えた日を基準日として、当該計算期間の初日以降（同日を含む。）基準日まで（同日を含まない。）の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で24万円を按分計算した金額（円単位未満切捨）と、基準日以降（同日を含む。）最終月末日まで（同日を含む。）の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で、基準日における出資総額に基づき別表3記載の基準報酬額表により計算した額を按分計算した金額（円単位未満切捨）の合計額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="172 293 632 327"><u>第 12 章 成立時の資産保管会社</u></p> <p data-bbox="172 376 783 499"><u>第30条 (成立時の資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要)</u></p> <p data-bbox="172 510 783 723"><u>本投資法人の成立時の資産保管会社となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。なお、本条における記載は本投資法人の成立時における投信法に基づく記載である。</u></p> <p data-bbox="172 734 419 768"><u>(1) 名称及び住所</u></p> <p data-bbox="236 779 783 902">名称：<u>三菱信託銀行株式会社</u> 住所：<u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u></p> <p data-bbox="172 913 783 992"><u>(2) 資産保管業務委託契約 (以下本条において「委託契約」という。) の概要</u></p> <p data-bbox="236 1003 783 1081"><u>(a) 委託すべき業務の内容 (以下「保管業務」という。)</u></p> <p data-bbox="300 1093 783 1574">① <u>本規約に従って本投資法人が取得する特定資産及びそれ以外の資産の保管に係る業務</u> ② <u>本投資法人が収受し保有する金銭の保管に係る業務</u> ③ <u>本投資法人の指定する各種書類の保管に係る業務</u> ④ <u>法令に基づく資産保管に係る帳簿の作成事務</u> ⑤ <u>前各号の業務に関連して付随的に発生する事務</u></p> <p data-bbox="236 1585 419 1619"><u>(b) 契約期間</u></p> <p data-bbox="300 1630 783 1753">① <u>委託契約は、投信法第187条の規定に基づいて本投資法人が登録を受けた日に効力を発生する。</u></p>	<p data-bbox="826 293 914 327">(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② <u>委託契約の期間満了日は、平成17年3月31日とし、期間満了日の3か月前までに、本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方からその相手方に対し書面による申し出がなされなかったときは、更に2年間延長されるものとし、以後も同様とする。</u></p> <p>(c) <u>解約に関する事項</u></p> <p>① <u>本投資法人及び資産保管会社のいずれも、下記③又は④に定める場合を除き、その相手方の承諾を得ることなく、委託契約を一方的に解除することはできない。</u></p> <p>② <u>上記①にもかかわらず、本投資法人又は資産保管会社が、その相手方に対し委託契約の終了を申し出た場合にあって、当該相手方が書面をもってこれを承諾したときは、委託契約は終了する。</u></p> <p>③ <u>本投資法人及び資産保管会社は、その相手方が委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に相当の期限を定めてその履行を催告したうえ、当該期間内に履行がないときは委託契約を解除することができる。</u></p> <p>④ <u>本投資法人及び資産保管会社は、その相手方が次の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続きを要せず即時委託契約を解除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>(i)解散、破産、特別清算、会社整理、会社更生手続開始、民事再生手続その他これらに準じる申立があったとき。</u></p> <p><u>(ii)支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは滞納処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(d) 契約内容の変更</u> <u>本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議のうえ、投信法その他の関係法令上許容される限り、かつ、これらを遵守して、委託契約の各条項の定めを変更することができる。</u></p> <p><u>(e) 報酬額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法</u></p> <p><u>① 報酬額の計算方法</u> <u>保管業務に係る報酬は、3月、6月、9月及び12月の末日を最終日とする3か月毎の各計算期間（以下本(e)において「計算期間」という。）において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算日における貸借対照表上の資産総額に基づき、別表4記載の基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額とする。なお、3か月に満たない場合の報酬は、当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② 報酬の支払の時期及び方法 <u>本投資法人は、当該報酬を各計算期間の終了日の翌月末までに資産保管会社の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払う。</u></p> <p>③ 調整 <u>上記①の定めにかかわらず、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算日（当該計算期間初日までに本投資法人の第1回目の決算日が到来していない場合には、設立日とする。）における貸借対照表上の出資総額が5億円以下の場合、当該報酬の金額は15万円とみなす。なお、当該計算期間中に本投資法人の出資総額が5億円を超えた場合は、出資総額が5億円を超えた日を基準日とし、当該計算期間の初日以降（同日を含む。）基準日まで（同日を含まない。）の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で15万円を按分計算した金額（円単位未満切捨）と、基準日以降（同日を含む。）最終月末日まで（同日を含む。）の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で、基準日における出資総額に基づき別表4記載の基準報酬額表により計算した額を按分計算した金額（円単位未満切捨）の合計額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p data-bbox="159 297 512 331">第 13 章 資産運用会社</p> <p data-bbox="159 376 783 546"><u>第31条（成立時の本投資法人の資産運用会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要）</u></p> <p data-bbox="159 557 783 904"><u>本投資法人の成立時における資産運用会社となるべき者（以下「資産運用会社」という。）の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。</u> <u>なお、本条における記載は本投資法人の成立時における投信法に基づく記載であり、本投資法人の成立時における資産の運用を行う投資信託委託業者を資産運用会社とする。</u></p> <p data-bbox="159 916 419 949"><u>(1) 名称及び住所</u></p> <p data-bbox="236 960 778 1039">名称：<u>グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社</u></p> <p data-bbox="236 1050 778 1128">住所：<u>東京都千代田区飯田橋二丁目7番5号</u></p> <p data-bbox="159 1140 783 1218"><u>(2) 資産運用委託契約の概要（以下本号において「委託契約」という。）</u></p> <p data-bbox="236 1229 601 1263"><u>(a) 委託すべき業務の範囲</u></p> <p data-bbox="296 1274 783 1444"><u>投信法その他の適用法令により認められる範囲における以下の各業務（各業務の具体的細目及び条件は、委託契約において定める。）</u></p> <p data-bbox="296 1456 783 1534">① <u>本投資法人を代理して行う運用資産の運用に係る業務</u></p> <p data-bbox="296 1545 783 1624">② <u>本投資法人が行う資金調達に係る業務</u></p> <p data-bbox="296 1635 676 1668">③ <u>本投資法人への報告業務</u></p> <p data-bbox="296 1680 783 1942">④ <u>上記①ないし③のほか、投信法において投資法人資産運用業を営む資産運用会社とその資産の運用を行う投資法人のために行うべき事項として定められている事項を遂行する業務</u></p>	<p data-bbox="798 297 1150 331">第 11 章 資産運用会社</p> <p data-bbox="798 376 916 409">(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>⑤ 上記①ないし④に掲げる業務のほか、本投資法人及び資産運用会社が協議の上別途合意する上記各号に関連し又は付随する業務</u></p> <p>(b) <u>契約期間</u> <u>委託契約は、本投資法人が投信法に基づく投資法人の登録を完了した日より効力を生ずるものとし、その有効期間は、下記(c)に従って解約されない限り、効力発生の日から平成17年3月31日までの期間とする。但し、本投資法人及び資産運用会社のいずれかが期間満了の3か月前までに文書により期間延長に反対する旨の意思表示をなさない限り、委託契約はさらに2年間期間が延長されるものとし、以後においても同様とする。</u></p> <p>(c) <u>解約に関する事項</u></p> <p><u>① 本投資法人及び資産運用会社は、相手方に対し3か月前までに書面による通知をなすことにより、委託契約を解約し得る。但し、資産運用会社が委託契約を解約するためには、投信法第34条の9に従って本投資法人より同意を得ることを要し、また、本投資法人が委託契約を解約するためには、投信法の定めるところに従って本投資法人の投資主総会の決議を経ることを要する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>② <u>上記①にかかわらず、本投資法人は次のいずれかに該当するときは本投資法人の投資主総会の決議を経ることなく、本投資法人の役員会の決議に基づき資産運用会社への通知により直ちに委託契約を解約することができる。</u></p> <p><u>(i) 資産運用会社が委託契約に基づく職務上の義務に違反し、又は怠ったとき</u></p> <p><u>(ii) 資産運用会社に運用資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき</u></p> <p>③ <u>上記①及び②にもかかわらず、本投資法人は次のいずれかに該当するときは委託契約を解約する。この場合には、本投資法人は資産運用会社に対してその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>(i) 資産運用会社が投資信託委託業者でなくなったとき</u></p> <p><u>(ii) 資産運用会社が投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき</u></p> <p><u>(iii) 資産運用会社が解散したとき</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>④ <u>委託契約の解約により委託契約が終了した場合においても、投信法上本投資法人が資産運用会社以外の第三者との間において委託契約に代わる本投資法人の資産の運用の委託に係る投信法第198条に基づく契約を締結することが義務づけられている限り、かかる契約が締結されるまでの間においては、資産運用会社は投信法上許容されている限度において委託契約に従って委託業務を遂行する。資産運用会社がこれにより委託業務を遂行する場合にあっては、委託契約に定める委託業務報酬に準じて本投資法人より報酬を支払うものとする。</u></p> <p>(d) <u>契約内容の変更</u> <u>委託契約は、本投資法人の役員会の承認その他の投信法等の適用諸法令上の要件を充足した上で締結される、本投資法人及び資産運用会社の書面による合意による場合のほか、改定、改正、修正又は変更し得ないものとする。</u></p> <p>(e) <u>委託業務報酬</u> <u>資産運用会社が行う委託業務の対価たる報酬は、以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>運用報酬1</u> <u>運用報酬1は、本投資法人の決算期間毎に、以下に従って支払われる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>(i)各決算期間毎の運用報酬1の金額は、当該決算期間の直前の決算期間に係る決算日（以下「基準決算日」という。）における総資産額の0.15%に相当する金額（1円未満切捨て）として、当該基準決算日の直後の計算日（各基準決算日に係る貸借対照表等の書類が、投信法第131条第1項の規定に従って役員会の承認を受けた日をいう。）（以下、当該基準決算日の直後の計算日を「基準計算日」という。）において計算する。</u></p> <p><u>(ii)本投資法人は、上記(i)で計算された金額を2分割し、当該基準計算日の直後に到来する支払日（毎年3月、6月、9月及び12月の各末日をいう。）まで、及びその翌支払日までに、各々資産運用会社に対して支払うものとする。</u></p> <p><u>(iii)上記(i)及び(ii)にもかかわらず、本投資法人設立当初の第1期決算期間に係る運用報酬1については、以下の(イ)及び(ロ)に従って算出される金額の合計額とし、各々以下の(イ)及び(ロ)に定める期間内に支払われるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(イ)平成15年12月31日において本投資法人が所有する不動産関連資産に係る取得価格（但し、消費税及び地方消費税並びに取得費用等を含まない。）の0.3%に相当する金額に、運用開始日（本投資法人が初めて不動産関連資産を取得した日をいう。）から平成15年12月31日までの経過日数を乗じ365日で除した金額（1円未満切捨て）：平成15年12月31日経過後1か月以内に支払う。</p> <p>(ロ)第1期決算日において本投資法人が所有する不動産関連資産に係る取得価格（但し、消費税及び地方消費税並びに取得費用等を含まない。）の0.3%に相当する金額に91日乗じ365日で除した金額（1円未満切捨て）：第1期決算日経過後1か月以内に支払う。</p> <p>② 運用報酬2</p> <p>運用報酬2は、本投資法人の決算期間毎に、以下の計算式に従って算出される金額とし、当該決算期間に係る決算日を基準とする貸借対照表の承認後1か月以内に支払われる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><計算式> $A \times B$ <u>但し、</u> $A =$ <u>当該決算期間に係る運用報酬</u> <u>2 基準税引前当期利益（以下</u> <u>の算式で算出される金額とす</u> <u>る。）</u> <u>運用報酬 2 基準税引前当期利益</u> $= a - b + c$ <u>但し、</u> $a =$ <u>当該決算期間における営業収</u> <u>益</u> $b =$ <u>当該決算期間における営業費</u> <u>用（但し、運用報酬 2 を除</u> <u>く。）</u> $c =$ <u>当該決算期間における営業外</u> <u>損益</u> $B = 5.0\%$</p> <p>③ <u>取得報酬</u> <u>本投資法人が新規の不動産関連</u> <u>資産を取得した場合、当該不動</u> <u>産関連資産の取得価額の0.5%に</u> <u>相当する金額（1円未満切捨て）</u> <u>とし、取得日（所有権移転等の</u> <u>権利移転の効果が発生した日）</u> <u>の属する月の月末から1か月以</u> <u>内に支払う。</u></p> <p>④ <u>譲渡報酬</u> <u>本投資法人が運用資産中の不動</u> <u>産関連資産を譲渡した場合、当</u> <u>該不動産関連資産の譲渡価額の</u> <u>0.5%に相当する金額（1円未満</u> <u>切捨て）とし、譲渡日（所有権</u> <u>移転等の権利移転の効果が発生</u> <u>した日）の属する月の月末から</u> <u>1か月以内に支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(f) <u>再委託に関する規定</u></p> <p>① <u>資産運用会社は、委託業務について、本投資法人の役員会の事前の同意を得ることにより、その一部を法令上再委託先として認められる第三者に対して、法令上認められる範囲において、再委託することができる。但し、この場合においても資産運用会社は委託契約に定める義務を免れるものではなく、また、当該第三者による業務の遂行について、当該第三者と連帯して本投資法人に対して責任を負う。</u></p> <p>② <u>資産運用会社が上記①に基づき第三者に対して委託業務の遂行を再委託した場合には、資産運用会社は本投資法人に対して当該再委託に係る契約書の概要を記した書面を速やかに交付する。なお、かかる再委託に係る契約書には、次の事項が含まれていることを要する。</u></p> <p>(i) <u>当該第三者に再委託される業務の範囲</u></p> <p>(ii) <u>当該第三者が、当該再委託に係る業務の遂行にあたり、委託契約及び投信法その他の適用ある法令又は命令等を遵守する旨の規定</u></p> <p>(iii) <u>当該第三者に再委託をすることについて、将来における紛争を防止し、当該再委託に係る業務に関する適正な処理に必要な事項</u></p> <p>(iv) <u>委託契約と同内容における秘密保持義務に関する規定</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第32条（損益の帰属） （記載省略）</p> <p>第33条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） 本投資法人が資産運用会社に対して支払う資産運用報酬は、<u>本規約第31条第2号(e)</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>第28条（損益の帰属） （現行のとおり）</p> <p>第29条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） 本投資法人が資産運用会社に対して<u>資産運用会社が行う委託業務の対価として支払う資産運用報酬は、以下に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 運用報酬1</u> 運用報酬1は、<u>本投資法人の決算期間毎に、以下に従って支払われる。</u></p> <p>① <u>各決算期間毎の運用報酬1の金額は、当該決算期間の直前の決算期間に係る決算日（以下「基準決算日」という。）における総資産額の0.15%に相当する金額（1円未満切捨て）として、当該基準決算日の直後の計算日（各基準決算日に係る貸借対照表等の書類が、投信法第131条第1項の規定に従って役員会の承認を受けた日をいう。）（以下、当該基準決算日の直後の計算日を「基準計算日」という。）において計算する。</u></p> <p>② <u>本投資法人は、上記①で計算された金額を2分割し、当該基準計算日の直後に到来する支払日（毎年3月、6月、9月及び12月の各末日をいう。）まで、及びその翌支払日までに、各々資産運用会社に対して支払うものとする。</u></p> <p><u>(2) 運用報酬2</u> 運用報酬2は、<u>本投資法人の決算期間毎に、以下の計算式に従って算出される金額とし、当該決算期間に係る決算日を基準とする貸借対照表の承認後1か月以内に支払われる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p><計算式></p> <p>$A \times B$</p> <p>但し、</p> <p>$A = \text{当該決算期間に係る運用報酬 2 基準税引前当期利益 (以下の算式で算出される金額とする。)}$</p> <p>$\text{運用報酬 2 基準税引前当期利益} = a - b + c$</p> <p>但し、</p> <p>$a = \text{当該決算期間における営業収益}$</p> <p>$b = \text{当該決算期間における営業費用 (但し、運用報酬 2 を除く。)}$</p> <p>$c = \text{当該決算期間における営業外損益}$</p> <p>$B = 5.0\%$</p> <p>(3) 取得報酬</p> <p>本投資法人が新規の不動産関連資産を取得した場合 (但し、本条第 5 号に定める合併の場合を除く。)、当該不動産関連資産の取得価額 (資産交換による取得の場合は取得した当該不動産関連資産の評価額を意味する。) の 0.5% に相当する金額 (1 円未満切捨て) とし、取得日 (所有権移転等の権利移転の効果が発生した日) の属する月の月末から 1 か月以内に支払う。</p> <p>(4) 譲渡報酬</p> <p>本投資法人が運用資産中の不動産関連資産を譲渡した場合 (但し、本条第 5 号に定める合併の場合を除く。)、当該不動産関連資産の譲渡価額 (資産交換による譲渡の場合は譲渡した当該不動産関連資産の評価額を意味する。) の 0.5% に相当する金額 (1 円未満切捨て) とし、譲渡日 (所有権移転等の権利移転の効果が発生した日) の属する月の月末から 1 か月以内に支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 14 章 その他</p> <p>第34条（設立企画人の氏名又は名称及び住所） <u>本投資法人の設立企画人の名称及び住所は以下のとおりである。</u> <u>名称：グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社</u> <u>住所：東京都千代田区飯田橋二丁目7番5号</u></p>	<p>(5) <u>合併報酬</u></p> <p><u>本投資法人と他の投資法人との新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人である場合を含む。以下同じ。）（以下「合併」と総称する。）</u>に関し、<u>資産運用会社が当該他の投資法人（吸収合併の場合は、相手方の投資法人をいい、新設合併の場合は、他の新設合併消滅法人をいう。以下本号において同じ。）の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、かつ、当該合併の効力が発生した場合、当該他の投資法人が保有する不動産関連資産のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額の合計額の0.5%に相当する金額（1円未満切捨て）を上限として資産運用会社との間で別途合意する金額とし、当該合併の効力発生日の属する月の月末から1か月以内に支払う。</u></p> <p>第 12 章 その他</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第35条（設立企画人が受ける報酬）</u> <u>本投資法人の設立企画人が、本投資法人の設立に係る役務に対する報酬として受ける金額は、5,000万円とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条（設立費用）</u> 1. <u>本投資法人の設立費用については本投資法人が負担し、設立企画人が立替払いをした場合で、当該費用につき設立企画人より支払の請求があったときは、設立時の資産額から支払う。</u> 2. <u>前項の設立費用は、以下の内容とする。但し、合計総額3,000万円を上限とする。</u> <u>(1) 投資証券の作成に係る費用（印刷費を含む。）その他の設立の際に発行する投資口の募集及び発行に要する費用</u> <u>(2) 設立登記関連費用（設立登記に係る登録免許税を含む。）</u> <u>(3) 設立までの間において必要となる郵便・通信費用</u> <u>(4) 設立のための事務に係る銀行、郵便局その他の金融機関における各種手数料（振込手数料を含むが、これに限られない。）</u> <u>(5) 創立総会の開催に係る費用（会場費用及び設営費用を含むが、これに限られない。）</u> <u>(6) 本投資法人の設立に関して、弁護士・会計士・税理士その他の法律に基づく資格に係る専門家に助言を求めた場合の報酬その他の費用</u> <u>(7) 前各号のほか、設立のための事務に必要な費用</u></p>	(削除)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（諸費用の負担に関する条項）</p> <p>1. 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた業務ないし事務を処理するために要した諸費用（<u>本規約第29条第1号(b)オに従って本投資法人が負担する諸費用を含み、これに限らない。</u>）又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の利息又は損害金については、本投資法人がこれを負担する。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>第 15 章 附 則</p> <p>第38条（投資法人の解散、清算） （記載省略）</p> <p>第39条（消費税及び地方消費税） （記載省略）</p> <p>第40条（成立時の執行役員及び監督役員）</p> <p>1. <u>本投資法人の成立時の執行役員及び監督役員の任期は、本規約第15条にもかわらず、平成16年12月31日までとする。</u></p> <p>2. <u>本規約第20条第1号②及び同条第2号②の規定にかかわらず、執行役員と監督役員の初回の報酬の支払いは、本投資法人が投信法第189条の登録を受ける月の末日までとし、当該初回報酬支払日に既往の報酬を合算して支払う。</u></p> <p>（別添） 資産運用の対象及び方針 本規約第21条第1項にいう資産運用の対象及び方針（以下「本方針」という。）は、次のとおりとする。 （以下、記載省略）</p>	<p>第30条（諸費用の負担に関する条項）</p> <p>1. 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた業務ないし事務を処理するために要した諸費用又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の利息又は損害金については、本投資法人がこれを負担する。</p> <p>2. （現行のとおり）</p> <p>第 13 章 附 則</p> <p>第31条（投資法人の解散、清算） （現行のとおり）</p> <p>第32条（消費税及び地方消費税） （現行のとおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（別添） 資産運用の対象及び方針 本規約第20条第1項にいう資産運用の対象及び方針（以下「本方針」という。）は、次のとおりとする。 （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(別表1) <u>本件一般事務処理費用のうち本投資法人の負担とするもの</u> (以下、記載省略)</p>	(削除)
<p>(別表2) <u>通常事務手数料表</u> (以下、記載省略) <u>投資証券保管振替制度事務取扱手数料</u> (以下、記載省略)</p>	(削除)
<p>(別表3) <u>基準報酬額</u> (以下、記載省略)</p>	(削除)
<p>(別表4) <u>基準報酬額</u> (以下、記載省略)</p>	(削除)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員内田昭雄は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員の任期は、投資信託及び投資法人に関する法律第99条第2項及び本投資法人現行規約第15条（第1号議案による変更後は、第14条）第1項第1文括弧書きの定めにより、就任する2019年12月12日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2019年10月29日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	
うちだあきお 内田昭雄 (1955年4月10日生)	1978年4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社
	1989年4月	同社 不動産サービス部不動産サービス 副長
	1995年10月	同社 不動産部 不動産業務グループ グループリーダー
	2004年1月	同社 関連事業部 関連事業推進グループ グループマネージャー
	2010年4月	明治安田ビルマネジメント株式会社出向
	2012年4月	同社 取締役 総務企画部長
	2015年4月	同社 常務取締役 総務企画部長
2016年4月	本投資法人執行役員（現職）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人現行規約第15条（第1号議案による変更後は、第14条）第1項但書の定めにより、投資信託及び投資法人に関する法律第99条第2項及び本投資法人現行規約第15条（第1号議案による変更後は、第14条）第1項第1文括弧書きの定めが適用されます。なお、本議案におきまして、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第15条（第1号議案による変更後は、第14条）第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2019年10月29日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	
いし やま まこと 石 山 真 (1962年11月19日生)	1999年6月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社） 入社
	2002年7月	グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 出向
	2004年3月	同社 執行役員 不動産運用マネジメント本部長
	2006年10月	明治安田生命保険相互会社 企画部 審議役
	2014年4月	同社 不動産部 審議役
	2017年4月	グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 出向
	2017年7月	同社 執行役員（現職）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社の執行役員（投信運用部担当）です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員名取勝也、森田康裕の2名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案におきまして、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第15条（第1号議案による変更後は、第14条）第1項第1文括弧書きの定めにより、就任する2019年12月12日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	
1	な とり かつ や 名 取 勝 也 (1959年5月15日生)	1986年4月	弁護士登録
		1986年4月	榊田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
		1990年9月	ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号取得
		1991年1月	Davis Wright Tremaine法律事務所入所
		1993年6月	ジョージタウン大学ビジネス・スクール卒業 経営学修士号取得
		1993年7月	エッソ石油株式会社入社 法務部弁護士
		1995年1月	アップルコンピュータ株式会社入社 法務・渉外本部長
		1998年1月	サン・マイクロシステムズ株式会社入社 取締役法務本部長
		2002年3月	株式会社ファーストリテイリング入社 執行役員法務部長、店舗開発部長、社会環境室長
		2004年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 取締役執行役員 法務・知的財産・コンプライアンス担当
		2012年2月	名取法律事務所設立（現職）
		2012年4月	オリンパス株式会社 社外監査役
		2015年3月	三井海洋開発株式会社 社外取締役（現職）
		2015年12月	株式会社モリテックス 社外取締役（現職）
2016年4月	本投資法人監督役員（現職）		
2019年6月	オリンパス株式会社 社外取締役（現職）		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	
2	もり た やす ひろ 森 田 康 裕 (1969年11月19日生)	1992年4月	中央信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社
		1997年1月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
		2000年12月	同法人 金融サービス部
		2001年4月	公認会計士登録
		2007年12月	経済産業省 経済産業政策局出向
		2008年4月	不動産鑑定士登録
		2009年2月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）アドバイザーサービス部復職
		2009年10月	東京共同会計事務所入所
		2009年10月	森田康裕公認会計士事務所設立（現職）
		2012年6月	税理士登録
		2015年8月	タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員就任（現職）
		2016年4月	本投資法人監督役員（現職）

- ・上記監督役員候補者のうち、候補者森田康裕は、本投資法人の投資口を8口保有しております。候補者名取勝也は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、執行役員の職務執行全般を監督しております。
- ・候補者名取勝也は、名取法律事務所の代表弁護士を兼務しております。
- ・候補者森田康裕は、森田康裕公認会計士事務所の代表者を兼務しております。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人現行規約第12条（第1号議案による変更後は、第11条）第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
 都市センターホテル 5階「オリオン」
 電話（03）3265-8211（代表）



- 交通 ○地下鉄 「麹町」駅（有楽町線）半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「永田町」駅（南北線）9b番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 「永田町」駅（半蔵門線・有楽町線）5番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「赤坂見附」駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分
- J R 「四ツ谷」駅（中央線）麹町口より徒歩約14分
- 都バス 平河町二丁目・都市センター前（新橋駅⇔市ヶ谷駅⇔小滝橋車庫前）

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。